

公示方法の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第81号

公示方法の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(消防表彰規則の一部改正)

第1条 神戸市消防表彰規則(昭和40年12月規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(顕彰の方法) 第5条 受賞者の氏名又は名称及びその功績等は、特に必要があると認めるときは、 <u>インターネットの利用その他適切な方法により公表して顕彰する。</u>	(顕彰の方法等) 第5条 受賞者の氏名又は名称及びその功績等は、特に必要があると認めるときは、 <u>神戸市公報に登載するなどの方法により顕彰する。</u>

(職員表彰規則の一部改正)

第2条 神戸市職員表彰規則(昭和45年10月規則第95号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(表彰の方法及び <u>公表</u>) 第4条 [略] 2 市長が必要と認める場合は、表彰を受けた者の氏名及びその功績又は行為を <u>インターネットの利用その他適切な方法により公表</u> する。	(表彰の方法及び <u>公示</u>) 第4条 [略] 2 市長が必要と認める場合は、表彰を受けた者の氏名及びその功績又は行為を <u>市公報に登載する等の方法によって公示</u> する。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第3条 神戸市児童福祉法施行細則(昭和62年3月規則第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>第17条 削除</u>	(<u>所有物の売却</u>) <u>第17条 法第33条の2第2項の規定により売却を必要とする物であつて、高価と認められるものは、公告して</u>

競売に付さなければならない。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失する虞がある物又は公告の後競買人がない物については、この限りでない。

2 前項に規定する公告は、競売に付する物の名称、種類、数量及び形状並びに競売の場所及び日時その他必要な事項を記載し、当該公告の日から7日間当該児童相談所の掲示板に掲示して行うものとする。

(所有物の返還)

第18条 法第33条の2の2第4項に規定する公告は、物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するに至った経緯等なるべくその物を知るに足る事項を記載し、当該公告の日から14日間当該児童相談所の掲示板に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(所有物の返還)

第18条 法第33条の2第4項に規定する公告は、物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するに至った経緯等なるべくその物を知るに足る事項を記載し、当該公告の日から14日間当該児童相談所の掲示板に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、神戸市公報に掲載して行うものとする。

(屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第4条 神戸市屋外広告物条例施行規則（平成12年3月規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(講習会の開催)</p> <p>第13条 条例第22条の規定により市長が法第10条第2項第3号ロに規定する講習会（以下「講習会」という。）を開催する場合には、市長は、開催する日時及び場所を<u>公表</u>するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(講習会の開催)</p> <p>第13条 条例第22条の規定により市長が法第10条第2項第3号ロに規定する講習会（以下「講習会」という。）を開催する場合には、市長は、開催する日時及び場所を<u>公告</u>するものとする。</p> <p>2～5 [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。